**平成２６年（フ）第４０５号**
横浜市青葉区大場町136番地　メゾンシライＢ201
債務者　森田　芳朗
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第４９３号**
神奈川県茅ヶ崎市中海岸４丁目12番８号
債務者　三輪田聡美
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第４９６号**
神奈川県藤沢市大庭5055番地の13　藤沢西部団地３―５―525
債務者　斉藤　一志
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第４９９号**
横浜市南区大岡２丁目23番12号　グランドール上大岡401号
債務者　中村　幸治
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第５００号**
横浜市西区浅間町５丁目388番地１　伊東ビル504号
債務者　鈴木　公治
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第５０１号**
横浜市西区浅間町５丁目388番地１　伊東ビル504号
債務者　鈴木眞理子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第２４３号**
京都府八幡市男山雄徳８番地―Ｅ４―502
債務者　青木　公規
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後１時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第４１号**
釧路市鶴ケ岱２丁目11番126号　大栄マンション鶴ケ岱126
債務者　大森　公俊
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２６年（フ）第２２８号**
東京都清瀬市野塩１丁目172番地１キャトルセゾン清瀬311号
債務者　上原　雪絵
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第４８号**
愛知県豊橋市西小鷹野４丁目７番地４　Ｓ―105
債務者　松本　竜一
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２６年（フ）第５９号**
岡山市南区藤田675番地９　２、旧住所岡山県玉野市宇藤木550番地21
債務者　長曽我部守
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第９１号**
岡山市北区辰巳33番地107
債務者　平野　弘子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第９３号**
岡山市東区鉄287番地１　タチバナハイツＤ102号、旧住所岡山市東区藤井250番地19
債務者　黒田　房子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１００号**
岡山市北区吉宗751番地６
債務者　角道　温子（旧姓藤野）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１０２号**
岡山市南区福富西３丁目１番59―５号
債務者　保坂　幸嗣
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１０号**
熊本県山鹿市鹿北町岩野5486番地３
債務者　村木　耕生
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係